

平成 26 年 3 月 4 日

入居団体各位
利用者各位

(社)徳島県労働福祉会館
理事長 河村 和男

消費税改正に伴う対応のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は当会館の運営に格別のご協力、ご支援を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のことと存じますが、昨年 10 月に消費税率が 2014 年 4 月 1 日より 5 % から 8 % へと引き上がることが閣議決定されました。

これに伴い当会館に於ける消費税率の取り扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|------------|--|------------|
| 1. 家賃・駐車料金 | 2014 年 4 月 1 日以降に発生する居室および駐車場の賃料 | ……消費税率 8 % |
| 2. 貸会議室等 | 2014 年 4 月 1 日以降に発生する会議室・大ホール、マイク、プロジェクター等の使用料 | ……消費税率 8 % |

ご不明な点等がございましたら事務局までお問合せ下さい。

誠に恐れ入りますが、適正な消費税率の適用につきまして、予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上